

令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）

(3) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）

(4) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

(5) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の例による。
- 3 第1項各号に掲げる事業所及び施設を総称して「介護サービス事業所等」という。
- 4 介護サービス事業所等の利用者、入所者及び入居者を総称して「利用者」という。

(補助の対象)

第4条 この補助金の補助対象、補助額及び対象経費は令和3年4月1日以降に発生する、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用とし、この項及び次項までに定めるもののほか別表のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）

ア 千葉県または政令市・中核市（千葉市・柏市・船橋市）から休業要請を受けた

通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等

エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（イ、ウの場合を除く。）

オ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(1) ア、イ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。))

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

ア (1) ア又はイに該当する介護サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所等

2 前項の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。但し、(1) イ、カ、(4) ケ及びコについては、代替サービス提供期間の分の経費に限る。

(1) 前項(1) アからウに該当する介護サービス事業所等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、

帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る。））

イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

ウ 介護サービス事業所等の消毒、清掃費用

エ 感染性廃棄物の処理費用

オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

(2) 前項（1）エに該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

キ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る。））

(3) 前項（1）オに該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

ク 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添2のとおり。（高齢者施設等に限る。））

(4) 前項（2）に該当する通所系サービス事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

ケ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

コ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）

(5) 前項(3)に該当する介護サービス事業所等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

- ・感染が発生した介護サービス事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
 - ・感染が発生した介護サービス事業所等への介護人材の応援派遣
- のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

3 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人その他団体の経営に関与している者又は当該法人その他団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の対象除外)

第5条 この補助金は、介護報酬及び他の国庫補助金や交付金等で措置されている経費は、交付の対象としないものとする。

(補助額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別表の介護サービス事業所等ごとの基準単価に事業所数又は定員数を乗じた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事業ごとに、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の対象経費は、第2条の目的を達成するために緊急的に実施が必要な事業に要する経費であって、第4条第1項各号に規定する事業対象者の要件を満たした日以降に事業を開始し、第11条の規定による実績報告書の提出までに費用の支払いを完了したものに限る。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金用に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした様式第6号による調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認

を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 事業について変更する場合(知事が認める軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

(7) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(交付申請等)

第8条 介護サービス事業所等の設置者又はこれらを運営する法人(以下「介護事業者等」という。)は、規則第3条の規定により、この補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に口座振替(送金)依頼書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)、役員等名簿(様式第4号)、その他関係書類を添えて、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 知事は前条により提出された交付申請書を審査し、相当と認めるときは、速やかに交付を決定するものとし、介護事業者等に対して、その内容を通知するものとする。

(承認申請)

第10条 第7条第6号又は第7号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第7号)又は中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 第8条の規定により交付申請を行う介護事業者等は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定により、実績報告書(様式第9号)にその他関係書類を添えて知事に

提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、介護事業者等に通知する。

(交付請求)

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(概算払い)

第14条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(暴力団密接関係者)

第15条の2 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第3項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他団体にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体)とする。

(決定の取消等)

第16条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し補助金の交付の決定の

内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3) 第4条第3項及び第15条の2に該当する者であることが判明したとき。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 交付事業者は、第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年5.0パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 5 交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第17条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から一部改正して施行し、令和3年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から一部改正して施行し、令和3年度分の予算に係る補助金について適用する。

【別表】令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金(基準単価)

基準単価(単位:千円、1介護サービス事業所等又は1定員当たり)

介護サービス事業所等の種別(※1)		助成対象	各サービス共通		各サービス共通			
			人数	事業所	人数	事業所		
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所		
	2	通所介護事業所	大規模型(I)	684	/事業所	684	/事業所	
	3		大規模型(II)	889	/事業所	889	/事業所	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	/事業所	231	/事業所	
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	226	/事業所	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	
	7		大規模型(I)	710	/事業所	710	/事業所	
	8		大規模型(II)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	/定員	-	13	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		320	/事業所	-	160	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所	-	169	/事業所
	12	訪問看護事業所		311	/事業所	-	156	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所	-	68	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所	-	254	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所	-	102	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所	-	74	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		-	-	-	282	/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所	-	16	/事業所
	多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所	-	237
20		看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所	-	319	/事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設		38	/定員	-	19	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員	-	20	/定員
	23	介護老人保健施設		38	/定員	-	19	/定員
	24	介護医療院		48	/定員	-	24	/定員
	25	介護療養型医療施設		43	/定員	-	21	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員	-	18	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37	/定員	-	19	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35	/定員	-	18	/定員
	対象経費		<p>○助成対象Aからウに該当する介護サービス事業所等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>ア 職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連絡機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。(介護施設等に限る。))</p> <p>イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>ウ 介護サービス事業所等の消毒、清掃費用</p> <p>エ 感染性廃棄物の処理費用</p> <p>オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在座の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、イ及びカについては、代替サービス提供期間の分に限り</p> <p>○助成対象エに該当する介護施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>キ 職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>一定の要件に該当する自費検査費用(別添1のとおり。(介護施設等に限る。))</p> <p>○助成対象オに該当する高齢者施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>ク 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別添2のとおり。(高齢者施設等に限る。))</p>	<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>ケ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>コ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)</p> <p>※なお、ケ、コについては、代替サービス提供期間の分に限り</p>	<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>・感染が発生した介護サービス事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p> <p>・感染が発生した介護サービス事業所等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>			
助成額		<p>・1介護サービス事業所等につき、(1)、(2)、(3)それぞれを基準単価まで補助することができる。</p> <p>・介護サービス事業所等ごとに、基準単価と対象経費の差額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、(1)及び(3)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>						

※1 介護サービス事業所等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により補助する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と見做しとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により補助する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

様式第1号の1 (総括表)

令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費
補助金交付申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

法人名
代表者職・氏名

[Redacted area for法人名 and 代表者職・氏名]

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ						
	法人名称						
	法人所在地	(郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号		E-mail			
	法人代表者の職・氏名	職名		氏名			
	申請に関する担当者	職名		氏名			
申請内容							
サービス種類		助成対象		(1)、(2)		(3)	
		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額		
通所系	通所介護事業所 (通常規模型)	か所	千円	か所	千円		
	通所介護事業所 (大規模型 (I))	か所	千円	か所	千円		
	通所介護事業所 (大規模型 (II))	か所	千円	か所	千円		
	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	か所	千円	か所	千円		
	認知症対応型通所介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	通所リハビリテーション事業所 (通常規模型)	か所	千円	か所	千円		
	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (I))	か所	千円	か所	千円		
	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (II))	か所	千円	か所	千円		
短期入所	短期入所生活介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	短期入所療養介護事業所	か所	千円	か所	千円		
訪問系	訪問介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	訪問入浴介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	訪問看護事業所	か所	千円	か所	千円		
	訪問リハビリテーション事業所	か所	千円	か所	千円		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	千円	か所	千円		
	夜間対応型訪問介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	居宅介護支援事業所	か所	千円	か所	千円		
	福祉用具貸与事業所	か所	千円	か所	千円		
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円		
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	か所	千円	か所	千円		
	地域密着型介護老人福祉施設	か所	千円	か所	千円		
	介護老人保健施設	か所	千円	か所	千円		
	介護医療院	か所	千円	か所	千円		
	介護療養型医療施設	か所	千円	か所	千円		
	認知症対応型共同生活介護事業所	か所	千円	か所	千円		
	養護老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円		
	養護老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円		
	軽費老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円		
	軽費老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円		
	有料老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円		
	有料老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円		
	サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円		
	サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円		
小計	か所	千円	か所	千円			
合計 ((1), (2)+(3))				千円			

- (1) ...新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 (休業要請を受けた事業所・施設等を含む。)
- (2) ...新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- (3) ...感染者が発生した介護サービス事業所・施設等 (以下のいずれかに該当) の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に
応援職員の派遣を行う事業所・施設等

添付書類

- ・様式第1号の2（事業所・施設別申請額一覧）
- ・様式第1号の3（事業所・施設別個票）（事業所・施設数分）
- ・様式第2号（口座振替（送金）依頼書）
- ・様式第3号（誓約書）
- ・様式第4号（役員等名簿）

様式第1号の2(事業所・施設別申請額一覧)

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	(1)、(2)			(3)			申請額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」の別表に記載された基準単価を記入すること。(自動計算)
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「様式第1号の3(事業所・施設別個票)」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。(自動計算)
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。(自動計算)
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。(自動計算)

様式第1号の3(事業所・施設別個票)

事業所・施設 の 状 況	フリガナ			介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称			
	サービス種別		定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -) ※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載		
	連絡先	電話番号		E-mail
	管理者の氏名			
区分	<input type="checkbox"/> (1)、(2) <input type="checkbox"/> (3)			

(1)、(2)	基準単価	千円	所要額	千円
---------	------	----	-----	----

助成対象の区分	※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入) ※別紙の①の額の千円未満切り捨て		
(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む。) ア 千葉県または政令市・中核市(千葉市・柏市・船橋市)から休業要請を受けた通所系サービス事業所(*1)、短期入所系サービス事業所(*2) イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)(*1~*4) ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(*4)、短期入所系サービス事業所(*2)、介護施設等(*3) エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(イ、ウの場合を除く。)(*3) オ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等(*5) (2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(*1) (1)ア、イ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))			

<積算内訳>		
費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計(①)		

口座振替（送金）依頼書

千葉県会計管理者 様

住所

年 月 日

依頼者
(相手方)

氏名

公金の支払については、下記のとおり口座振替（送金）払を依頼します。

記

依頼区分	1. 新規	理由・変更日	相手方（債権者）		※課（かい）名・コード					
	2. 変更		※コード		※枝番					
	相手方名、代表者名 住所、口座名義人									
			3. 口座追加					※相手方種別		※相手方特定区分
4. 口座削除										

相手方（債権者）	相手方名（氏名・会社名）	（カナ）																
		（漢字）																
		（カナ）																
		（漢字）																

住所	郵便番号				電話番号				※市区町村コード				都道府県・市区町村名					
													都道府県		市郡		区町村	
	字・番地	（カナ）																
		（カナ）																
		（漢字）																
	方書（ビル名）	（カナ）																
		（漢字）																

振込先	※金融機関コード				金融機関・店舗名				預金種目		口座番号					
					銀行				支店		1 普通 2 当座					
	口座名義人（カナ）															

- <注意>
- ※この欄は記入しないでください。=課（かい）で記入すること。
 - 記入方法は別紙を参照してください。
 - 口座名義人はカナで記入してください。
 - 振込先金融機関口座確認書類として、通帳（金融機関名や店舗名、口座番号等が書かれた部分）又はキャッシュカードのコピー等を添付してください。

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所 _____

(法人その他団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 _____ 印

(法人その他団体にあつては名称及び代表者の氏名)

介護保険事業所番号 _____

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人その他団体の経営に関与している者又は当該法人その他団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第4条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付を受けるに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

様式第4号

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

（住所 _____）
（法人その他の団体にあつては法人所在地）

（氏名 _____ 印）
（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（介護保険事業所番号 _____）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1	カブシキガ イシヤチハ	株式会社千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	会長
2	カブシキガ イシヤチハ	株式会社千葉	イハラ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	副会長
3	カブシキガ イシヤチハ	株式会社千葉	ナシノ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	理事
4	カブシキガ イシヤチハ	株式会社千葉	ヤチヨ ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	監事
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16	留意事項 ①外字について 氏名の一部に外字を使用する場合、入力は 常用漢字 とし、手書きメモ等で正規の文字を送付してください。 ②外国人について										
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

（住所 _____）
 （法人その他の団体にあつては法人所在地）

必ず代表者印を押印ください。

様式第1号の1（交付申請書）の日付と

（氏名 _____ 印）
 （法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

（介護保険事業所番号 _____）

(1) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、介護保険事業所番号を取得していない法人については、空欄でかまいません。
 (2) 法人単位で提出し、複数の事業所番号を持つ場合は、代表となる事業所の事業所番号を記載してください。

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）に記載すること。
 ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

千葉県知事 熊谷 俊人 様

所在地_____

法人名_____

代表者職・氏名_____

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け高第 _____ 号で額の確定のあった令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

収入・支出調書

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
(収入の部)		
事業者負担金		
補助金収入		
収入合計 (A)		
(支出の部)		
支出合計 (B)		
収支差額 (A - B)		

添付書類

- (1) 様式第6号の2 (内訳表)
- (2) 様式第6号の3 (添付資料)

令和 年 月 日

作成者：

内訳表

(内訳表No.)

No	項 目 (品名、委託事業名など)	金 額 (単位：円) (複数項番の合算も可)	備 考 (添付資料No.)
合 計			

様式第 6 号の 3 (添付資料) に領収書等の写し (コピー) を貼付してください。

記載内容と添付資料が一致するように備考欄に対応する添付資料No. を記載してください。

様式第 6 号の 3 (添付資料)

(添付資料No.)

事業所名・施設名：

添付枚数： 枚

領収書等の写しを添付してください
(本書の後ろに重ねてホチキス止めの提出も可)

原本と相違ないことを証する。

令和 年 月 日

法人名

職名

代表者名

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

法人所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 _____ 号で交付決定があった令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について、下記の理由により変更したいので承認されたく申請します。

記

1 変更交付申請額 金 _____ 円
(既交付決定額 金 _____ 円)

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

・内容を変更した様式第1号及びその関係書類

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

法人所在地 _____

法人名 _____

代表者職氏名 _____

令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号で交付決定があった令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 添付書類

様式第9号の1 (総括表)

令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

法人名

代表者職・氏名

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号で交付決定を受けた令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について、事業が完了したの交付要綱第11条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

サービス種類	助成対象	(1)、(2)		(3)																																																																																																																																																																																																									
		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額																																																																																																																																																																																																								
フリガナ																																																																																																																																																																																																													
法人名称																																																																																																																																																																																																													
法人所在地	(郵便番号 -)																																																																																																																																																																																																												
連絡先	電話番号		E-mail																																																																																																																																																																																																										
法人代表者の職・氏名	職 名		氏 名																																																																																																																																																																																																										
報告に関する担当者	職 名		氏 名																																																																																																																																																																																																										
申請内容																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービス種類</th> <th rowspan="2">助成対象</th> <th colspan="2">(1)、(2)</th> <th colspan="2">(3)</th> </tr> <tr> <th>事業所・施設数</th> <th>申請額</th> <th>事業所・施設数</th> <th>申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">通所系</td> <td>通所介護事業所 (通常規模型)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>通所介護事業所 (大規模型 (I))</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>通所介護事業所 (大規模型 (II))</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション事業所 (通常規模型)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (I))</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (II))</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期入所系</td> <td>短期入所生活介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>短期入所療養介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">訪問系</td> <td>訪問介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>訪問看護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>訪問リハビリテーション事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多機能型</td> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">入所施設・居住系</td> <td>介護老人福祉施設</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>地域密着型介護老人福祉施設</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護事業所</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム (定員30人以上)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム (定員29人以下)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム (定員30人以上)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム (定員29人以下)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム (定員30人以上)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム (定員29人以下)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>か所</td> <td>千円</td> <td>か所</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合 計 ((1),(2)+(3))</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>						サービス種類	助成対象	(1)、(2)		(3)		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額	通所系	通所介護事業所 (通常規模型)	か所	千円	か所	千円	通所介護事業所 (大規模型 (I))	か所	千円	か所	千円	通所介護事業所 (大規模型 (II))	か所	千円	か所	千円	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	か所	千円	か所	千円	認知症対応型通所介護事業所	か所	千円	か所	千円	通所リハビリテーション事業所 (通常規模型)	か所	千円	か所	千円	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (I))	か所	千円	か所	千円	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (II))	か所	千円	か所	千円	短期入所系	短期入所生活介護事業所	か所	千円	か所	千円	短期入所療養介護事業所	か所	千円	か所	千円	訪問系	訪問介護事業所	か所	千円	か所	千円	訪問入浴介護事業所	か所	千円	か所	千円	訪問看護事業所	か所	千円	か所	千円	訪問リハビリテーション事業所	か所	千円	か所	千円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	千円	か所	千円	夜間対応型訪問介護事業所	か所	千円	か所	千円	居宅介護支援事業所	か所	千円	か所	千円	福祉用具貸与事業所	か所	千円	か所	千円	居宅療養管理指導事業所	か所	千円	か所	千円	多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円	看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円	入所施設・居住系	介護老人福祉施設	か所	千円	か所	千円	地域密着型介護老人福祉施設	か所	千円	か所	千円	介護老人保健施設	か所	千円	か所	千円	介護医療院	か所	千円	か所	千円	介護療養型医療施設	か所	千円	か所	千円	認知症対応型共同生活介護事業所	か所	千円	か所	千円	養護老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円	養護老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円	軽費老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円	軽費老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円	有料老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円	有料老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円	サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円	サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円	小 計	か所	千円	か所	千円	合 計 ((1),(2)+(3))				千円
サービス種類	助成対象	(1)、(2)		(3)																																																																																																																																																																																																									
		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額																																																																																																																																																																																																								
通所系	通所介護事業所 (通常規模型)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	通所介護事業所 (大規模型 (I))	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	通所介護事業所 (大規模型 (II))	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	認知症対応型通所介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	通所リハビリテーション事業所 (通常規模型)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (I))	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (II))	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																									
短期入所系	短期入所生活介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	短期入所療養介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
訪問系	訪問介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	訪問入浴介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	訪問看護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	訪問リハビリテーション事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	夜間対応型訪問介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	居宅介護支援事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	福祉用具貸与事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	居宅療養管理指導事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	地域密着型介護老人福祉施設	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	介護老人保健施設	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	介護医療院	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	介護療養型医療施設	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	認知症対応型共同生活介護事業所	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	養護老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	養護老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	軽費老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	軽費老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	有料老人ホーム (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	有料老人ホーム (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
	サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																								
小 計	か所	千円	か所	千円																																																																																																																																																																																																									
合 計 ((1),(2)+(3))				千円																																																																																																																																																																																																									

- (1) …新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）
- (2) …新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- (3) …感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に
応援職員の派遣を行う事業所・施設等

添付書類

- ・様式第6号の1（収入・支出調書）
- ・様式第6号の2（内訳表）
- ・様式第6号の3（添付資料）
- ・様式第9号の2（事業所・施設別実績額一覧）
- ・様式第9号の3（事業所・施設別個票）

様式第9号の2(事業所・施設別実績額一覧)

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	(1)、(2)			(3)			実績額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	実績額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	実績額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」の別表に記載された基準単価を記入すること。(自動計算)
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「(様式第9号の3)事業所・施設別個票」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。(自動計算)
- 4 「実績額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「実績額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。(自動計算)
- 5 「実績額計(g)」は、「実績額(c)」と「実績額(f)」の合計額を記入すること。(自動計算)

様式第9号の3(事業所・施設別個票)

事業所・施設 の 状 況	フリガナ				介護保険事業所番号	
	事業所・施設の名称					
	サービス種別				定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -) ※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載				
	連絡先	電話番号		E-mail		
	管理者の氏名					
区分	<input type="checkbox"/> (1)、(2) <input type="checkbox"/> (3)					

(1)、(2)

基準単価

千円

所要額

千円

助成対象の区分	<small>※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)</small>			<small>※別紙の①の額の千円未満切り捨て</small>
<p>(1)新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む。)</p> <p>ア 千葉県または政令市・中核市(千葉市・柏市・船橋市)から休業要請を受けた通所系サービス事業所(*1)、短期入所系サービス事業所(*2)</p> <p>イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)(*1~*4)</p> <p>ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(*4)、短期入所系サービス事業所(*2)、介護施設等(*3)</p> <p>エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(イ、ウの場合を除く。)(*3)</p> <p>オ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等(*5)</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(*1)</p> <p>(1)ア、イ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))</p>				

<積算内訳>

費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計(①)		

(3)

基準単価

千円

所要額

千円

助成対象の区分

※下から該当する番号を1つ選択して記入
(複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)

※別紙の②の額の千円未満切り捨て

- (3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1~※4)
- ア (1)ア又はイに該当する介護サービス事業所・施設等
- イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

<積算内訳>

費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計(②)		

- *1 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)
- *2 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)
- *3 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- *4 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所((1)の事業を除く。)及び居宅療養管理指導事業所
- *5 高齢者施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

様式第10号

令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

法人所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

令和 年 月 日付け千葉県高達第 _____ 号で額の確定のあった
令和3年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業費補助金について、下記のとおり請求します。

金 _____ 円

預金種別	普通・当座
振込先	銀行 支店
口座番号	
名義人 (フリガナ)	

様式第 1 1 号

令和 3 年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス
事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

法人所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

令和 年 月 日付け千葉県高指令第 号で交付決定のあった
令和 3 年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業費補助金について、下記のとおり概算払いの請求をします。

金 _____ 円

預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
振 込 先	銀 行 支 店
口 座 番 号	
名 義 人 (フリガナ)	

【別添1】

本交付要綱第4条第2項（1）及び（2）の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・利用者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象介護施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

1の対象介護施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した利用者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合。

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること。
 - ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼した対象にならないと判断された場合に、介護施設等の判断で実施した自費検査であること。
- ※ なお、②については、自費検査を行った介護施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて知事に提出すること。
- ※ なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表の補助単価の範囲内。)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

【別添2】

本交付要綱第4条第2項(3)の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した高齢者施設等を対象とする。

(対象高齢者施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた日常的な利用者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象高齢者施設等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当すること。

- (1) 保健所に利用者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等。

※ なお、(1) 及び (2) については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて知事に提出すること。また、知事は必要に応じて保健所等にも確認し、(1) 及び (2) の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月21日以降において、1の対象高齢者施設等が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていること。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。

3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別表の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、本実施要綱第4条第2項の対象経費の「(1) 前項(1)アからウに該当する介護サービス事業所等」への対象経費と合わせての補助が可能である。

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 施設内療養を実施することとなった経緯(複数の者がいる場合はまとめて記載することも可能)

例) 保健所に感染者の入院調整を依頼したが、病床ひっ迫等により入院ができなかった。

2 チェックリスト

確認項目	
<input type="checkbox"/>	必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/>	ゾーニング(区域をわけ)を実施した。
<input type="checkbox"/>	コホーティング(隔離)の実施や担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。
<input type="checkbox"/>	状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/>	症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローを確認した。
<input type="checkbox"/>	常時(夜間、深夜、早朝を含む。)、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

3 その他

例) 令和3年〇〇月〇〇日に発症し、〇〇月〇〇日まで施設内療養を行った。

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名
 代表者 職名 氏名